

飯洲の環境を考える会からのお知らせ第二号

このお知らせにはご批判もあろうと存しますが、ご高齢の方から中高生、特に女性の方々にごらんいただきたく考え編集しました。多くの情報に接して、ひとり一人がご自分の判断をされることをお手伝いできればと存します。

ご支援のお礼と近況報告

まず、皆様の署名 3500 名を突破したことをお知らせいたします。ありがとうございます。

ご存知の通り、平成 18 年 2 月 19 日に大井川町当局が静岡県ゼロエミッション事業民設民営路線計画を一方向的に白紙撤回致を発表しました。当日は静岡県環境森林部当局が同席しているなかで、町当局は住民の質問にしっかりと対応せず、説明会の主催者の勝手とばかりに 25～30 分ほどで全員退場しました。

同年 3 月 3 日と 6 月 28 日県は議会で損害賠償の責任は大井川町にあるとしましたが、白紙撤回の明確な意思は表明していません。ご署名いただいた陳情項目 1、静岡県ゼロエミッション事業を白紙に戻すこと。は、ほぼ実現できたように見えたのですが、同年 2 月 24 日志太広域事務組合 4 理事が、石川県知事を尋ね、静岡県ゼロエミッション事業に参加を表明し、次の別シナリオが突付けられました。残念ながら、飯洲の環境を考える会は、まだしばらく気を緩めることをさせてもらえないようですので、中間報告をすることになりました。

署名によって実行できましたこと

署名が住民の真実の声を語ったからこそ、2回の県議会への陳情と署名報告会を行なうことができました。

選挙区外ではありましたが有力な県議会議員 2 名の方の共感をえて、協力と連携をいただくことができました。

地元住民がこの事業に賛成しているというねじ曲げ、装われていたことが、全く根拠がなかった世間に、県議会、環境委員会に証明できました。

マスコミはこの署名が語る住民の声と、行政があがいている姿との対比によってその明暗を伝えてくれました。

飯洲地区のある集会でご説明をさせていただいたときは、昭和 53 年当時、確約書を結んでいただいた世代の方から、地元や子々孫々を思う慈愛のこもった支持をいただきました。

この事業の内容と経緯の概要について

大井川町は、志太 2 市 2 町の役割分担として、昭和 53 年に、し尿処理場を飯洲地区に建設しました。このとき飯洲地区の住民にこれ以上の迷惑をかけないと約束(確約書)しました。ところがこれを無視して、現大井川町行政が住民の承認を取らないまま、地元県議の仲介で静岡県から超大型廃棄物処理施設建設を飯洲地区内大井川港に誘致しました。住民の合意形成や生命や健康の明確な保障を第一義に置こうとしないで、民設民営方式による行政手続をゴリ押して、環境アセスメント実施を強行したのです。平成 17 年 8 月末、あたかも住民の賛同を得たかのように工作して、もはや止められない手続き

(環境アセスメント)に入った為、私どもは会を発足し、署名のお願いを始めました。

陳情項目は

- 1、静岡県ゼロエミッション事業を白紙に戻すこと
 - 2、その上で住民参加で計画の実施を認否を含めて検討しなおすこと
- の 2 点です。

9 月 14 日に 1,016 名(飯洲地区 506 名)11 月 24 日に 3,041 名(飯洲地区 615 名)の署名によって県議会、町議会と事業者 3 者に陳情をしました。その中で、署名妨害、町の採算ベースから公設(民営?)への転換による事業者内不協和音、そして今回の民設民営方式の白紙撤回等々と住民は振り回されたのです。

静岡県ゼロエミッション事業計画とその問題点

静岡県内全域のゴミの最終処分場に埋まっている焼却灰や産業廃棄物を掘り起し、運搬し、燃やし、灰を水で洗浄し、セメント材料にして、資源のリサイクルをしようというものです。ですが、ゴミの焼却処分が始まった昭和 30 年後半から 40 年間以上溜まったゴミの中には、不完全な焼却施設であったため、ダイオキシンを始め有害物質を大量に含んでおり、有害物規制の無かった時期は、アスベストや PCB が廃棄され、DDT などの農薬さえ混じっています。従って、心配な有害物質は掘り起し、運搬、搬入のルート上で周囲にまき散ることになり、煙突からの排ガスと一緒に周囲 3～4km に飛散し、1200 トン/日放流する灰洗浄水に混じって駿河湾に流れ込むことになります。ほかのことは助役がおっしゃるよう何れも具体的な説明のできるものはなかったのだそうです。

ここで問題になるのは

1、看板にいつわり?

ゼロエミッションとは、1994年に国連大学が提案した構想で、予防の原則から考えて、自然界の植物連鎖をお手本に、産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が、他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産と消費を目指そうというものです。

埋立処分に頼らない廃棄物処理システム=燃やして灰をセメント材料にする。事とは全く主旨が違います。つまり看板と中身が一致していないということです。このようなこじつけでは、住民の判断を迷わせることになってしまふのではないのでしょうか。

2、民設民営は住民の安心につながらない。

民設民営については当初から問題視されていました。水俣病、四日市ぜんそくなどの公害訴訟の例のように、被害者は病気の身体にむち打って、行政の支援もなく利益優先の民間企業と10年20年と裁判を闘い、ときには闘い半ばで倒れていく方を乗り越えていかなければなりません。同じように絵に描いたような図式です。

3、最終処分場のゴミは有害物質が大きな問題

最終処分場に埋立てられた過去からのゴミは、いくつかの方法で有害物質が外に出ないように管理されています。ダイオキシン、PCB、重金属、などの有害物質が浸透した雨水と一しょに汲み上げられ、分離処理されています。つまり、これは掘起そうとしているゴミの中に有害物質がはいっているということです。

最終処分場は埋立地として利用することを前提にしている為、地盤の安定化策として、土とゴミを混ぜ合わせたり、サンドイッチ状にするなどの方法を取っています。そのようなものを掘起す際に有害物と無害物を分別することは、実際的に出来るものでしょうか。(この計画の中では、搬出市町村の責任で無害物のみを扱うとしていました。)静岡県内全域から、ダンプカーや、船舶で大井川港に運ぶ計画でしたが、掘起すだけでも有害物質の飛散散乱があるのに、ダンプやクレーンでふるいに掛ける様にして移動するという事体、有害物質を扱う常識の外のことです。

飛灰や焼却灰にはダイオキシン、建築廃材にはアスベスト等々が含まれていますから、埋立地から運搬経路上、焼却施設までが汚染ベルト地帯になるということです。密閉型運搬方式での採算性はさらにハードルが高くなります。

4、最大の問題点と対照的な署名の意義

大井川町行政当局の対応と、町議会の反応です。大井川町行政当局は住民の側に立つことを忘れ、確約書や説明会での住民との約束事に正面から取り組むことをしないで、既成事実作りを走り回っていましたし、町議会はこのような動きを傍観していたとしか思えない対応に終始しました。

住民が選んだのですから、住民に責任がある」と署名をしていただいた方々からの反省とも励ましとも思える言葉に耳を傾けて欲しいものです。憲法で保障されている基本的人権の根源である住民自身の生命や健康を、議員や首長だからといって預けるわけがないのですから。

万が一この超大型廃棄物処理施設が建設されたとき、5.9mの煙突から汚染の影響を受ける範囲は、半径3~4kmですから、飯淵、利右衛門、中島、吉永、西島、高新田、藤守、下江留、宗高、下小杉、吉田町川尻、住吉、駿河湾となりますが、説明会は、飯淵、地蔵森、漁協関係、商工会しか対象になっていませんでした。何も知らされないまま被害者になったかも知れません。

自治会をはじめ、町議会議員の方々には行政からの情報の最先端におられます。基本的人権に関する裁量権は住民個々人の物ですので、立場や人脈を超えて、高齢者から小中学生(環境教育が行なわれています)まで全住民に十分な情報開示をし、個人の判断を最優先してこそお役目が果せるのではないのでしょうか。

署名をしていただいた方々や私たちの会のことを知っていただき、賛同していただいた方は、ご自分の家族や子孫に対して正しい判断をすることに責任と勇気を持たれたのです。自分で自分の判断をする世界レベルの市民がこれだけ多くこの町には居られるという事を示していただきました。感謝に耐えません。

この度のお知らせ第二号：新聞折込みチラシは、皆様からのカンパのおかげで実施できる運びとなりました。また、このような方法にはなりませんが、ご署名をいただいた方々をはじめ、応援をいただいた方々に私たちの活動をご報告し御礼申し上げますとともに、住民の意思を尊重する行政に期待をし、見守っていく責任が私達住民にある事を再認識させていただいた、私たちの会のメンバーにも感謝申し上げます

今後の静岡県ゼロエミッション事業の動きについて

1. 基本協定第6条(協定の解除)違反による損害賠償請求の可能性

静岡県ゼロエミッションには全く瑕疵(契約違反にあたる事件)がないのに一方的に、一切の予告もなく基本協定を無効とした大井川町に対し、損害賠償請求を起こすのは当然の権利と思われます。町の顧問弁護士はこの解除は合法で賠償責任はないと判断したとのことですが???

静岡県は一切の責務は大井川町にあると県議会で話しており、別の取引の懸念さえ残している為、費用明細の開示を含む明快な情報開示と事業3者の和解文書の確認が必要です。というのはタクマ社他は今日でも事業活動を続けている事実があるからです。

2. 静岡県環境森林部の行政行為として、計画を練り直して交渉再開の可能性。

静岡県環境森林部の環境行政上、この事業は早急な具体化を迫られています。民設民営路線計画に、排出市町村の賛同がえられなかった教訓を生かして計画やその条件を練り直すにはそれほど時間はかかりません。また県としては事業そのものを白紙撤回している訳ではないのです。

3. 志太2市2町広域事務組合の事業参加の動き

志太2市2町広域事務組合は地方自治法第1条3項による特別地方公共団体です。従って公設公営の立場で現在高柳清掃工場を運営し、次の清掃工場用地を物色中です。

理事4名が平成18年2月24日県庁に石川県知事を尋ね、この事業参加を表明しました。現在当番理事長の焼津市長は同年3月24日に大井川町へ本年度中にと公表しました。当組合は一般廃棄物を対象に循環型廃棄物処理施設の計画をもっています。

4. 静岡県と志太2市2町広域事務組合を推進母体とした広域連合による事業

広域連合も地方自治法第1条3項による特別地方公共団体であり、公設公営事業母体となり得ます。

飯淵の環境を考える会の今後の方針

1. この資料の冒頭に記したように、別の次のシナリオが動き出していると考えております。

2. 静岡県ゼロエミッション事業の静岡県環境森林部のホームページを確認すると平成18年7月16日現在で同年2月19日と同様な内容が掲示されております。従って、この事業の枠組みは今も残っていると解釈します。

3. 署名の主旨については平成17年に活動を開始した際と変更は致しません。しかし一部実態にそぐわない部分が出てまいりましたのでその部分を修正させていただきます。署名の願いは今までの3500余名の上に積み上げさせていただきたいと存じます。ご意見をお待ちしております。

4. 大井川町内各地域での環境を考える会の立上げのための支援活動を行い、一方、行政の事業推進に対しては住民参加・住民主体の世界に誇れる環境への取り組みモデル構築を前提に対処します。

5. 中長期のゴミ対策としてゼロウェイストや、ダイオキシン類、アスベスト、廃棄物焼却施設について国内外の団体と情報交換や勉強会を開催し正しい情報で住民各位の正しい判断をうながす普及啓蒙を行ないます。

6. 静岡県環境森林部陳情の際、府川部長とお約束した、住民との情報交換会議の開催を定期的におこない、住民が納得できる環境政策を実現し、双方が県民を軸に据えて中長期的に信頼しあえる施策実現をいっしょに行なう関係になるモデル構築に挑戦します。

7. 飯淵の先人が残してくれた「確約書」附帯事項の10項の(7)

「今後飯淵区へは絶対に環境衛生施設は設けない」の条項は基本協定の白紙撤回により名実ともに回復いたしましたので、大井川環境管理センター契約更改の際、他の附帯事項とともに明文化することを申入れます。

以上

飯淵の環境を考える会の概要

代表 小澤昭雄 住所：大井川町飯淵 481-1 昭和25年6月11日生れ
世話人

小澤昭雄 杉本逸雄、友田光行、加藤金志、加藤直幸、加藤 広
杉本忠五郎、加藤三佐男

メンバー 上記他10名

協同者 利右衛門の環境を考える会 吉永の環境を考える会

モットー

1. 慎重派であること

2. 大事なことは住民・町民の総意で決める。人まかせにしない。

